

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（愛知県企業庁）（新旧対照表）

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 (愛知県企業庁)</p> <p>6. 成績評定の取扱</p> <p>遠隔臨場を実施した場合は、発注方法に関わらず、建設工事は創意工夫の「遠隔臨場を実施した工事」として評価する。委託業務は創意工夫の「5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。具体的記述（）」に「遠隔臨場」と記載して評価し1点の加点とする。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 (愛知県企業庁)</p> <p>6. 成績評定の取扱</p> <p>発注者は、遠隔臨場を実施した場合は、発注者指定型、受注者希望型に関わらず、以下の①又は②により成績評定において評価する。</p> <p>① 工事成績評定表における創意工夫の「ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価する。</p> <p>② 委託業務等成績評定表におけるプロセス評価の取組姿勢の「社会的配慮 環境配慮」をした委託業務として評価する。</p> <p>附 則 この要領は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>成績評定システムの稼働に合わせ評価項目箇所を改訂</p>

